

**国際公会計基準審議会（International Public Sector Accounting Standards Board :
IPSASB）会議報告
2022年2月 バーチャル会議**

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 ふみやたけお 露谷竹生

1. 本報告記事の内容と、会議の決定事項等

No.	議題	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
1	退職給付制度	ED 第 82 号草稿を検討	ED 草稿の繰越論点について、修正内容を確認した。	3
2	天然資源	CP 草稿を検討	プロジェクト範囲の説明図等、CP 草稿の修正箇所について検討した。	9
3	参考資料	基準書や公開草案等の原文、日本語訳、解説記事等へのリンク		14

(略称) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard) : 国際公会計基準

IFRS (International Financial Reporting Standard) : 国際財務報告基準

ED (Exposure Draft) : 公開草案

CP (Consultation Paper) : コンサルテーション・ペーパー

2022年2月のIPSASB会議は、2022年2月24日に、Zoomを使用したバーチャル形式で開催された¹。参加者は、18名中17名のボードメンバーをはじめ、テクニカル・アドバイザー、招待オブザーバー及び事務局を合わせて計50名であった。

2021年12月をもって退任した4名のボードメンバーに替わり、今回の会議から4名が就任し、IPSASBのボードメンバーは合計18名となっている（メンバー一覧は本稿の末尾を参照）。

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Abdullah Al-Mehthil	サウジアラビア	財務省	2022
Liang Yang	中国	デロイト	2022
Maik Esser-Müllenbach	ドイツ	会計検査院	2022
Claudia Beier	スイス	スイス・チューリヒ州	2022

今回の会議では、新たに承認された文書はない。2022年12月に条件付きで承認されたED第82号「退職給付制度」について、当該「条件」への対応が適切になされているかを確認したので、同EDは予定どおり2022年3月末までに公表予定である。

¹ 会議の動画はYouTubeで公開されており、無償で視聴できる。

(注意事項)

- 本稿は、IPSASB の 2022 年 2 月会議アジェンダ・ペーパー（議題文書）の番号順（上表「No.」）に並べている。「会計・監査ジャーナル」2022 年 7 月号の掲載記事とは構成が異なる場合がある。
- IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及びプレゼンテーション資料等は、IPSASB ウェブサイト（<https://www.ipsasb.org/meetings>）から入手できる。詳しくは原文資料を参照されたい。
- 参考情報：本稿の末尾（[こちら](#)）に IPSASB 関連の記事、翻訳等へのリンクをまとめている。
 - (1) 基準書等の原文と解説記事
 - (2) 基準書等の日本語訳
 - (3) ED、CP 等の原文、解説記事及び JICPA が提出したコメント
 - (4) IPSASB 会議の報告記事
 - (5) IPSASB のメンバー一覧

2. 退職給付制度（アジェンダ1）

(1) 退職給付制度プロジェクトの目的とこれまでの進展

① プロジェクトの目的等

本プロジェクトの目的は、IAS 第 26 号「退職給付制度の会計及び報告」（以下「IAS 第 26 号」という。）に相当する新 IPSAS の開発である。IAS 第 26 号は、IAS 第 19 号「従業員給付」（以下「IAS 第 19 号」という。）を補足する基準書で、従業員の退職給付制度の一つとしての年金基金の会計処理を定め、制度参加者が受取可能な純資産に係る情報を提供する。年金基金は、雇用主である公的部門の主体ではなく、生命保険会社などが運営することが多いが、IAS 第 26 号の対象は運営主体そのものの財務諸表ではなく、運営主体が運営する個々の年金基金の財務諸表である。

② プロジェクト概要書の承認：2020 年 3 月会議

プロジェクト概要書²が承認された。本プロジェクトは 30 年以上も前に公表された古い基準書である IAS 第 26 号を単純にコピーするのではなく、公的部門特有の事項について修正を取り込み、他の現行基準書と同様の記述水準の基準書とする予定である。

③ ED 第 82 号の開発 その 1：2020 年 6 月会議

(i) 本プロジェクトの範囲

本プロジェクトの範囲は IAS 第 26 号の範囲内とすることを決定した。ただし、退職給付制度と同様の特徴を有する給付制度には当該 IPSAS を準用できる旨を、「結論の根拠」(BC)で説明する。

(ii) 報告主体

報告主体は、年金制度を管理運営する主体ではなく年金制度であることを決定した。

(iii) 財務諸表

年金制度の財務諸表は、以下の 5 種類とする。IAS 第 26 号とはキャッシュ・フロー計算書を加えた点で異なっている。

財政状態計算書	A statement of financial position
給付のために利用可能な純資産の変動計算書	A statement of changes in net assets available for benefits
キャッシュ・フロー計算書	A cash flow statement
財務諸表の注記	Notes to the financial statements
年金債務の変動に係る情報	Information on the changes in pension obligations

④ ED 第 82 号の開発 その 2：2020 年 9 月会議

(i) プロジェクトの名称

² 退職給付制度プロジェクト概要書（英文）の掲載場所：[Accounting and Reporting by Retirement Benefit Plans | IFAC](#)

本プロジェクトは IAS 第 26 号をそのまま取り込むのではなく、公的部門用に修正するプロジェクトであるので、その実態を反映してプロジェクト名称を IAS 第 26 号の名称とは異なる「退職給付制度」とする。

(ii) コメントを求める特別の事項 (SMC) について

IAS 第 26 号との主要な相違点の全てについて、ED 第 82 号に SMC を設ける。

(iii) 予測給与

「約束された退職給付の保険数理による現在価値」は、予測給与に基づくべきか、実際の給与に基づくべきかについて議論し、予測給与に基づくべきことを決定した。

(iv) 制度資産の測定

制度資産は公正価値で測定すべきという提案に同意した。

(v) 財政状態計算書の表示

「約束された退職給付の保険数理による現在価値」は、財政状態計算書の本表に表示すべきことを決定した。

(vi) 掛金と給付の表示科目

掛金と給付の表示科目について、各国の実務や制度の多様性を考慮し、概念フレームワーク（以下「CFW」という。）に定める特定の構成要素の分類（収益か負債か、費用か資産か等）に紐付けず、特に明示しないこと及び説明文を設けることを決定した。

(vii) IPSAS 第 39 号「従業員給付」における用語定義

IPSAS 第 39 号「従業員給付」における「確定給付制度」、「確定拠出制度」、「確定給付債務の現在価値」の用語定義は使用しないことを決定した。ただし、IAS 第 26 号における用語定義もそのまま使うかどうかは保留し、必要に応じて変更する。

⑤ ED 第 82 号の開発 その 3 : 2020 年 12 月会議

(i) 用語定義：確定給付制度と確定拠出制度

IPSASB 事務局は、ED 第 82 号で用いる用語定義を次のように提案した。

IAS 第 26 号の定義	ED 第 82 号の定義案
確定給付制度とは、退職給付として支払われる金額が、通常、従業員の収入及び（又は）勤続年数を基にした計算式により算定される退職給付制度をいう。	確定給付制度とは、確定拠出制度以外の退職給付制度をいう。
確定拠出制度とは、退職給付として支払われる金額が、基金に対する掛金額及び基金の投資収益により算定される退職給付制度をいう。	同左

メンバーからは、確定給付制度の定義案について、このような包括的な記載では確定給付のスキームではないものが紛れ込んでしまうとの意見があった。一般的には退職給付制度を意味する等の緩い記載を追加することとされた。

他の意見として確定給付制度の冒頭部分「退職給付として支払われる金額」は単に「支払額」とする意見も出たが、退職給付制度専用の基準であるため、そのような変更は不要とされた。

- (ii) 用語定義：「確定給付制度債務の現在価値」と「約束された退職給付の保険数理による現在価値」

IAS 第 19 号の用語と IAS 第 26 号において、類似した意味で異なる用語が使用されている。IPSASB 事務局は、IAS 第 26 号の「約束された退職給付の保険数理による現在価値」を ED 第 82 号で使用することを提案した。メンバーからは、この二つの用語は実質的に同じであるという意見が出たため、SMC を設け、BC でも説明し、関係者に意見を求める。その際には、何が違いなのかを明確に説明する。

- (iii) 年金債務：免除規定

ある国では、確定給付制度の報告について免除規定を定めており、それによって、退職給付制度には、当該制度の財務諸表上で表示する「約束された退職給付の保険数理による現在価値」の代わりとして、拠出者（sponsor）が決定する「確定給付制度債務の現在価値」を使用することが認められている。IPSASB 事務局は、そのような免除規定を ED 第 82 号に含めることを提案した。

メンバーからは、事例調査対象を増やすことや、説明を充実させてほしいという意見が出たが、議論は規定を設ける方向で進んだ。

- (iv) コメントを求める特別の事項

ED 第 82 号には六つの SMC を設けることが提案された。

- (v) ED 第 82 号の承認

ED 第 82 号の修正稿に関し、多数の修正指示が行われた。

ED 第 82 号について、今回の 12 月会議で条件付き承認とするか、2 月まで承認を延期するかを議論し、「条件付き承認」の投票を行うこととした。投票の結果、16 名が賛成、2 名が欠席で、賛成多数で「条件付き承認」が決定された。2022 年 2 月の会議で、積み残した論点について修正内容の確認を行う。

(2) 2021 年 12 月会議で宿題とされた事項 (1.2.2)

① IPSASB 事務局による指示事項への対応

IPSASB 事務局は以下のとおり、各指示事項に対応した旨を説明した。

	2021 年 12 月会議の指示事項	CP 草稿の対応内容
a)	用語定義は本基準の目的限りであることを、より明示する方法を検討する。	第 9 項で対応済み
b)	新しい AG16 項の文章案を緩和する方向で修正し、共同資金調達（shared funding arrangement）の取決めを許容する。	AG16 項で対応済み
c)	AG16 項の文章を「拠出者との関係」について修正し、資金不足であると判断するときに「制度の規則」及び/又は「立法」に言及する。	AG16 項で対応済み

	2021年12月会議の指示事項	CP 草稿の対応内容
d)	年金数理人は約束された退職給付の年金現在価値を常に算定すべき (should) であるという要求事項を緩和するために AG16 項の文章を修正する。	AG16 項で対応済み
e)	ED の文章に適用範囲のパラグラフを挿入し、本基準書の目的上、確定給付制度にはハイブリッド制度（確定給付と確定拠出の混合）が含まれること、及び確定給付制度に対する言及はその制度を念頭に読むべきことを説明する。「ハイブリッド制度」に対する ED の他の箇所での言及は削除し、確定給付制度の定義を含め、この点に関して ED 全体での整合性を確保する。	AG16 項で対応済み →メンバーからコメントあり
f)	AG26 項-AG29 項を、会議中に承認された文章と入れ替える。	AG28 項～AG29 項で対応済み
g)	修正後の AG27 項に、設例へのクロスリファレンスを挿入する。	AG29 項で対応済み
h)	修正後の AG27 項に、給付は負債の減少と考えられる場合があるという言及を加える。	AG29 項で対応済み
i)	IAS 第 26 号の要求事項をレビューし、確定拠出制度について、財政状態計算書を作成し、確定拠出債務を当該計算書上に認識するという要求事項は、IAS 第 26 号からの離脱なのかどうか、もし離脱に該当するのならば、SMC を含めるべきかを検討する。	SMC6 で対応済み。IAS 第 26 号の記載は不明瞭と判断
k)	本基準書（草稿）を将来に向けて適用することについて、SMC を含める。	SMC9 で対応済み
l)	BC24 項の文章を修正し、遡及適用を求めない論拠を説明する。特に、利用者は将来の退職給付の義務と、政府が資金提供する必要がある欠損に主に関心を持っている。様々な財務諸表の結果について説明する。	BC24 項と SMC9 で対応済み

メンバーからは以下の意見が出た。

- 上表の e)について、第 6 項以外でのハイブリッド制度への言及を削除すべきである。制度にハイブリッドの特徴がある場合、主体にはリスクがあり、年金数理人による評価が必要となる。よって、その債務は約束された退職給付の年金現在価値となり、制度のリスクを考慮する必要が生じる。債務の内訳を求めることは困難なので、他のパラグラフでハイブリッド制度に言及すべきではない。

→そもそも第6項での言及が必要かも含めて文章内の整合性を検討する。ハイブリッド制度の用語は、必要のある場面でのみ使用する。

これで、2021年12月会議のED第82号承認に当たり付帯条件とされた事項は、全て適切に対処された。

② 校正作業で浮かび上がった論点：退職給付債務の用語定義

「退職給付債務」の用語は、ED第82号を通じて使用されているが、定義されていない。解釈の違いの基になり、実務上、ガイダンスを適用する際に困難を引き起こし、一貫性のない適用になるおそれがある。

そこで、IPSASB事務局は退職給付債務の用語を次のように定義することを提案した。確定給付制度と確定拠出制度を分別し、それぞれの義務の特徴を捉えるようにした(ED草稿第9項)。

退職給付債務とは、

- (a) 確定給付制度については、約束された退職給付の年金現在価値をいう。かつ、
- (b) 確定拠出制度については、加入者が負担する金額をいう。

メンバーからは以下の意見が出た。

- (b)の確定拠出制度について、「制度に基づく」を加えて、「加入者が負担し制度に基づく金額をいう」とすべきである。第11項にも整合する。
- 「給付のために利用可能な純資産」の定義とも整合させる必要がある。
→IPSASB事務局は整合性を確保することとされた。

③ 校正作業で浮かび上がった論点：リスクに基づく確定給付債務と確定拠出債務の区別

2021年12月会議で、メンバーから確定給付制度に対する退職給付債務に伴うリスクを、確定拠出制度に対するものと比べて、より明確化する必要があるとの意見が出ていた。特に、誰がリスクを負っているのかは、多くの公的部門の退職給付制度には財源がなく、給付は(一般税から支払可能な場合でも)賦課方式で運営されているので重要となる。

IPSASB事務局は、雇用主の公的部門における確定給付制度の退職給付債務に付随するリスクを明確化するために、「約束された退職給付の年金現在価値」に関する規定に「引当金」の語句を追加した(SMC5、第10項等)。ED草稿を通じて、確定給付制度の約束された退職給付の年金現在価値は引当金であるという事実が強調されている。これによって、債務の時期と金額に付随する不確実性及び公的部門の主体の義務に付随するリスクが強調されている。

メンバーからは賛同する発言があった。「約束された退職給付の年金現在価値」に関する規定に「引当金」の語句を追加するとともに、「引当金」の用語が確定拠出債務には必要がない理由を「結論の根拠」で説明する。

続けて、確定拠出の場合についても同様に引当金計上すべきとの意見がメンバーから出た。これに対して議長から、BS 上は区分表示すべきこと、ただし、制度が非常に多様なので、具体的な記述は行うべきではなく、意図的に明確化しないことが提案された。

メンバーからは、以下の意見が出た。

- 単に放置するのではなく、「結論の根拠」等で議論した記録を残すべきである。
- 引当金によって確定拠出制度と確定給付制度を区別すべきではない。
- →結論の根拠で説明する。

ほかに2名のメンバーから意見が出たが、いずれも「12月会議の宿題」の枠外の事項に関する意見であるとして、修正不要とされた。

ED 第 82 号は 2021 年 12 月会議において「条件付きで承認」されているため、今回の会議では更なる承認投票は行わない。今後、IPSASB 事務局が最終的な修文を行い、3 月末までに公表される予定である。

3. 天然資源（アジェンダ2）

(1) 天然資源プロジェクトの目的とこれまでの進展

① 天然資源プロジェクトの目的

本プロジェクトは、天然資源の認識及び測定に関する論点を検討することを目的としている。

2020年3月にプロジェクト概要書3を承認した。本プロジェクトはCPとEDの2段階の成果物を想定している。現在開発中のCPでは、天然資源の一般的な説明、プロジェクトの対象範囲及びIPSASBが現時点で想定している天然資源（地下資源、生物資源及び水資源）の認識・測定論点についてIPSASBの見解を示し、関係者の意見を募集する予定である。

② CPの開発 その1：2020年9月会議

- 地下資源の探索ライセンスを付与する「政府の権力（ソブリンパワー）」は、法的な枠組みで正式に認められた上で、実際に売却されるまでは資産の認識規準（過去の事象）を満たさないで、資産認識しないこととする。
- 地下資源の各国の法的枠組みについて非公式の予備調査を行う。
- CPは序文と五つの章で構成する。
- CPの序文及び第1章の草稿：序文の「政府の権力」の記述について、ライセンスを発行できる「政府の権力」と、その権力を使った活動との違いを明確にするようにとの要望があった。

③ CPの開発 その2：2020年12月会議

- 地下資源の探索ライセンスの発行手続について、時系列で説明する図表をCPに取り込む。

④ CPの開発 その3：2021年3月会議

- 地下資源の探査、採掘、開発、製造のコストもCPの議論の対象とする。
- 地下資源の関連活動のコストを扱うIFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」（以下「IFRS第6号」という。）及びIFRIC第20号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」に基づくガイダンスを提供する方向で、CP案に載せる「予備的見解（PV）」を作り、関係者に意見を求める。
- 未採掘の地下資源はIPSASBのCFWの資源の定義に該当する。

⑤ CPの開発 その4：2021年6月会議

- 天然資源の一般的な説明文について、軽微な修正を条件として暫定承認した。

天然資源とは、次の属性を有する項目として一般的に説明される。

- 自然に発生する
- 自然の状態のままである（remains in its natural state）
- IPSASBのCFWに定める資源である

- CP案における天然資源の認識、測定、開示に関する分析の文章の書き方について、前回会議における指示事項に対する修正内容を確認し、以下のIPSASB事務局提案におおむね同

意した。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・各項目が天然資源の説明文に該当し、本プロジェクトの範囲内なのか検討する。説明文に当てはまらない項目には、適切なガイダンスが得られる場所を示す。・天然資源が認識規準を満たし、信頼性の高い測定が可能な場合、当該資源を一般目的財務諸表上に資産認識する。・天然資源が認識規準を満たさないか、信頼性の高い測定ができない場合には、天然資源に関する情報をより幅広い一般目的財務報告書において提供すべきかを考慮する。 |
|---|

- ・ 上記の3段階の考え方をCP第1章に取り入れるとともに、予備的見解を設ける。
- ・ 各段階について表を設けて説明する。論点上の境界線が明確になるようにする。

⑥ CPの開発 その5：2021年7月会議

- ・ CP草稿の第1章「目的及び範囲」及び第2章「天然資源は認識すべきか」の修正稿について検討し、条件付きで同意した。
- ・ CP草稿の第3章以降の構成と内容に同意した。

⑦ CPの開発 その6：2021年9月会議

- ・ CP第3章から第5章に共通する、資産認識の規準(ステップ1～3)を明確化するIPSASB事務局提案に同意した。

ステップ1	ある項目について、存在の不確実性を考慮することなく、資産の定義を満たすかどうかを検討する。
ステップ2	存在の不確実性がステップ1の結果に影響するかを検討する。
ステップ3	ある項目は、信頼性を持って測定できるかを検討する。測定の不確実性も考慮する。

- ・ 未採掘の地下資源は、存在と測定の両方について不確実性を有する。埋蔵量が示されている場合でも、主体がそれらを採掘できるかどうかによって、地下資源が資源の定義を満たすかどうかが変わる。埋蔵量の測定には、数量の不確実性や、単位当たり価格の不確実性が影響する。

⑧ CPの開発 その7：2021年12月会議

(i) 天然資源と人間の関与の説明文の再検討

CP草稿の第1.5項における、「天然資源は自然のままではなければならない」という要求事項と、第1.8項及び第1.9項の「人間の関与」に関する概念を保持するIPSASB事務局提案について議論した。事務局への作業依頼(以下の(a)と(b))が対処されることを前提として、事務局案は承認された。

- (a) 第1.16項の図1について、数種類の案を示すこと。図1の修正に当たっては、プロジェクトの範囲と概念の説明を強化すること。

- (b) PV1 を修正し、「人間の関与」に関する議論を取り込むとともに、SMC1 も修正して、この分野ではどのようなガイダンスが有用なのか、実務的な論点に焦点を当てること。

(ii) 第4章「水資源」

第4章の修正稿を検討し、以下を IPSASB 事務局に指示した。

- 支配に関する記載を更に明確にする。
- 地下資源に適用したアプローチに倣い、水資源に関する PV8 とその説明文を、対象が狭くならないようにするとともに、よりこちらの意図が通じるようにする。

(iii) 第5章「生物資源」

第5章の修正稿を検討し、第5.11項のフローチャートを以下のように修正することを決めた。

- 測定の検討と、項目が資産の定義を満たすかどうか、を切り離す。
- 生物資源（認識済み及び未認識）の会計処理と開示に対する影響を明確に示す。
- 既存の IPSAS（棚卸資産、有形固定資産、農業）に関する第5.10項の説明とのつながりを強化する。

(iv) 第6章「表示」

第6章の修正稿を検討し、以下を IPSASB 事務局に指示した。

- 第6.10項の開示目的を修正して、(a)は、一般目的財務諸表（GPFS）に対する天然資源の影響にまずは焦点を当てるようにする。(b)は、天然資源の質的特性（性質、リスク及び機会等）に焦点を当てる。
- SMC2を修正して、広範な一般目的財務報告書（GPFR）に天然資源に関する情報を求める理由について、説明を充実させる。

(v) 存在の不確実性

PV2の認識規準のうち(a)は不要。削除してCFWに一致させる。

(2) 2.2.1 天然資源 CP 草稿の修正

IPSASB 事務局は12月会議の指示事項に基づくCP草稿の修正のうち、特に三つの論点について確認を求めた。

① プロジェクト範囲を説明する図1の修正

第1章の図1（天然資源と人間の関与下にあるそれ以外の資源との関係を示す）を、二つの図に分けて説明する。修正後の図1では、自然のままの状態でも GPFS に認識される資源と、自然のままではなく現行 IPSAS の範囲内に入る可能性の高い資源を区別する。図2では、GPFS に認識される資源と、広義の GPFR で論じる資源とを区別し、第1.16項の後に挿入する。

メンバーからの意見を基に、図1、図2及び付随する説明文を修正して一貫性を持たせるとともに、必要に応じ、CPの関連する議論と相互参照させることとされた。

メンバーからは以下の意見が出た。

- 内容には賛成である。区別を明瞭にするため、ボックス間で色分けをするとよい。
- 詳細な説明を付録で行っている旨を CP 本文に記載すべきである。
- 土地の検討は他の IPSAS の範囲なので CP に含まないと記載しているが、その点を図表かその注記で明記すべきである。
- ボックス 1 は、無形の天然資源について、IPSAS 第 31 号「無形資産」の「範囲を限定した見直し」プロジェクトでの一部で検討する可能性があるかと述べているが、まだそこまで言い切れないのではないかと。単に、次の段階で検討すると述べてはどうか。
- 図の「資源」の用語は、CFW の第 5.7 項の定義と同じなのか。→そのとおり。

② IFRS 第 6 号に関する IASB の暫定的決定に関する修正

2022 年 1 月に IASB が公表した文書「採掘活動－プロジェクト・アップデート」を反映した。

- IASB は、企業の探査及び評価の支出と活動に関する IFRS 第 6 号の開示目的と開示規定を改善するために、要求事項又はガイダンスを開発することを暫定的に決定した。
- さらに、IASB は、IFRS 第 6 号の一時的なステータスを削除することも決定した。

メンバーからは、特に意見はなかった。

③ 生物資源の会計処理に関するフローチャートの修正

第 5 章に関する指示事項に対処するため、IPSASB 事務局は以下を行った。

- 第 5.11 項のフローチャートを修正し、ある項目が資産の定義を満たすかどうか、と当該項目が測定可能かどうか、の検討を分離した。さらに、第 5.12 項を拡張し、フローチャートへの追記を説明した。
- フローチャートのそれぞれのボックスにパラグラフへの参照を追記し、関連する会計と開示が意味することについての CP の議論と、より整合するようにした。
- 第 5.12 項の後に SMC2 を追加し、もう自然の状態にない生物（棚卸資産、有形固定資産、農業などの現行 IPSAS の範囲内となる可能性が高い）に関するガイダンスの追加は有用かどうか、また、有用ならば追加ガイダンスは何に焦点を当てるべきか、を関係者に質問する。

議論の結果、フローチャートと付随する説明文は、IPSASB の CFW の認識原則に従って構成されている旨を明確化することが指示された。

メンバーからは以下の意見が出た。

- フローチャートの「資源は測定可能か」、という選択肢について、経済的便益は測定可能であると考え。生物資源は資産の定義を満たすが、測定できない、という点について説明が必要なのではないか。
- 胚や幹細胞は認識可能なのか。研究目的や商業目的で保管されている胚がある。これらについて何か言及すべきなのか。倫理的な議論を惹起するおそれがある。
→研究目的の生物資源は IPSAS 第 27 号「農業」の範囲に入る。本プロジェクト対象外。

④ その他

メンバーからは以下の意見が出た。

- 人間の関与の概念を狭め、一貫性を更に持たせる必要があると考える。貯水池等の水については人間の関与の対象外としているが、生物資源については、移動する生物は支配の対象外という反証可能な推定を置いている。動くという点では同じなのではないか。まだ概念が各章で一貫していないと感じる。
→発言者と IPSASB 事務局・タスクフォースが会議外で打合せして、人間の関与と支配に関する原則を明確化することとされた。当該原則は、水資源と生物資源の双方に一貫性を持って適用されるようにする。
- 第 4.5 項で水を化学的に加工すると書かれているが、発電用の場合には通常は化学的な加工は行わない。

4. 参考情報

以下の情報・リンクは2022年2月末現在。

個別の記事・文書等へのリンクが無効となっている場合には、以下を確認されたい。

公表文書の原文	IPSASB のウェブサイト	リンク
文書の日本語訳	日本公認会計士協会のウェブサイトの「専門情報」から「翻訳」	リンク
解説記事	同上「専門情報」から「国際動向紹介」	リンク
提出したコメント	同上「専門情報」から「専門情報一覧」	リンク

(1) 現中期計画期間（2019年～）に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事へのリンク一覧）

基準書等	公表年月	原文	解説記事
IPSAS 第42号「社会給付」	2019/01	リンク	リンク
関連法人及び共同支配法人に対する長期持分（IPSAS 第36号の修正）と負の補償を伴う期限前償還要素（IPSAS 第41号の修正）	2019/01	リンク	なし
戦略及び作業計画 2019-2023	2019/03	リンク	リンク (CP)
集合サービス及び個別サービス IPSAS 第19号の改訂	2020/01	リンク	リンク
IPSAS の改善 2019	2020/01	リンク	リンク (ED68)
ハンドブック 2019年版 (PDF)	2020/02	リンク	なし
ハンドブック 2020年版 (PDF)	2020/07	リンク	なし
COVID-19：発行日の延期	2020/11	リンク	なし
IPSAS 第41号「金融商品」の改訂	2020/12	リンク	リンク
ハンドブック 2021年版 (PDF)	2021/03	リンク	なし
eIS（電子版ハンドブック：2021年版）	2021/11	リンク	なし
IPSAS 第43号「リース」	2022/01	リンク	掲載予定

(2) 基準書の日本語訳へのリンク一覧

基準書等	翻訳公表	日本語訳
公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク（仮訳）	2015/07	リンク
IPSAS 第40号 公的部門の結合	2018/03	リンク
IPSAS 第1号 財務諸表の表示	2019/05	リンク
IPSAS 第2号 キャッシュ・フロー計算書		
IPSAS 第3号 会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬		
IPSAS 第4号 外国為替レート変動の影響	2020/06	リンク
IPSAS 第5号 借り入れコスト		
IPSAS 第9号 交換取引から生ずる収益		

基準書等	翻訳公表	日本語訳
IPSAS 第 10 号 超インフレ経済下における財務報告		

(3) ED、CP 等の原文、解説記事及び JICPA 提出コメントへのリンク一覧

ED・CP 等の原文等	公表	原文	解説記事	コメント
ED 第 67 号「集合サービス及び個別サービス並びに緊急支援」	2019/01	リンク	リンク	リンク
ED 第 68 号「IPSAS の改善 2019」	2019/07	リンク	リンク	リンク
ED 第 69 号「公的部門特有の金融商品：IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正」	2019/08	リンク	リンク	リンク
ED 第 70 号「履行義務のある収益」	2020/02	リンク	リンク	リンク
ED 第 71 号「履行義務のない収益」	2020/02	リンク		
ED 第 72 号「移転費用」	2020/02	リンク		
ED 第 73 号「COVID-19：発行日の延期」	2020/07	リンク	なし	なし
ED 第 74 号「IPSAS 第 5 号「借入コスト」：強制力のないガイダンス」	2020/10	リンク	なし	リンク
ED 第 75 号「リース」	2021/01	リンク	リンク	リンク
情報提供依頼書「コンセッションナリー・リース及び類似の取決め」	2021/01	リンク	なし	
ED 第 76 号「概念フレームワークの改訂：第 7 章 財務諸表における資産及び負債の測定」	2021/04	リンク	リンク	リンク
ED 第 77 号「測定」	2021/04	リンク	リンク	リンク
ED 第 78 号「有形固定資産」	2021/04	リンク	リンク	リンク
ED 第 79 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	2021/04	リンク	リンク	リンク
ED 第 80 号「IPSAS の改善 2021」	2021/07	リンク	リンク	リンク
CP「作業計画 中間コンサルテーション」	2021/07	リンク	リンク	リンク
ED 第 81 号「概念フレームワークの改訂：第 3 章「質的特性」及び第 5 章「財務諸表の構成要素」」	2022/02	リンク	掲載予定	検討中

(4) 過去の IPSASB 会議の報告記事へのリンク一覧

開催年月	開催国／都市	報告記事
2019/03	アメリカ合衆国／ワシントン D.C.	リンク
2019/06	カナダ／トロント	リンク
2019/09	ポルトガル／リスボン	リンク
2019/12	アラブ首長国連邦／アブダビ	リンク

開催年月	開催国／都市	報告記事
2020/03	アメリカ合衆国／ニューヨーク（バーチャル参加）	リンク
2020/06・07	バーチャル開催	リンク
2020/09・10	バーチャル開催	リンク
2020/12	バーチャル開催	リンク
2021/02	バーチャル開催	リンク
2021/03	バーチャル開催	リンク
2021/04	バーチャル開催	リンク
2021/06	バーチャル開催	リンク
2021/07	バーチャル開催	リンク
2021/09	バーチャル開催	リンク
2021/10	バーチャル開催	リンク
2021/12	バーチャル開催	リンク

(5) IPSASB のボードメンバー一覧

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Ian Carruthers（議長）	イギリス	CIPFA 理事、元財務省	2016※
Lindy Bodewig（副議長）	南アフリカ	財務省	2017
Christopher Nyong	ナイジェリア	会計検査院	2017
Todd Beardsworth	ニュージーランド	会計検査院	2018
Neema Kiure-Mssusa	タンザニア	EY	2018
Luzvi Chatto	フィリピン	監査委員会	2019
Lynn Pamment	イギリス	ジャージー、元 PwC	2019
Patricia Siqueira Varela	ブラジル	サンパウロ大学教授	2020
Scott Showalter	アメリカ	ノースカロライナ大学教授 元 FASAB、元 KPMG	2020
Kamira Sanchez Nicosia	パナマ	EY	2020
Ajith Ratnayake	スリランカ	元会計監査基準監視委員会	2020
小林麻理	日本	早稲田大学大学院政治学研究科教授 元会計検査院	2021
Hervé-Adrien Metzger	フランス	会計検査院	2021
Renée Pichard	カナダ	デロイト、元会計検査院	2021
Abdullah Al-Mehthil	サウジアラビア	財務省	2022
Liang Yang	中国	デロイト	2022
Maik Esser-Müllenbach	ドイツ	会計検査院	2022
Claudia Beier	スイス	スイス・チューリヒ州	2022

※Ian Carruthers 議長は3期目（～2024年）。

議長以外のボードメンバーの任期は最長で2期6年間（暦年）。

以 上